

## 《第6章 関係法令》

### 1 主要農作物種子生産条例

#### (1) 概要

主要農作物の農業生産力の増進には、優良な種子の生産が不可欠であることから、件が種子の品質を管理するとともに、主要農作物の品種の指定及びその種子の計画的な生産を行う。

#### ★条文

(趣旨)

第1条 この条例は、主要農作物（稲、大麦、裸麦、小麦及び大豆をいう。以下同じ。）に係る農業生産力の増進にとって、優良な種子の生産が不可欠であることに鑑み、県が品質を管理し、かつ、安定的な生産を確保すべき主要農作物の品種の指定及びその種子の計画的な生産について必要な事項を定めるものとする。

(奨励品種の指定)

第2条 知事は、主要農作物の種類ごとに、県が特に品質を管理し、かつ、安定的な生産の確保を図る必要がある品種（以下「奨励品種」という。）を指定するものとする。

2 奨励品種は、県内の多様な地勢、気候等の自然的条件に対応したものでなければならない。

(種子計画の策定)

第3条 知事は、奨励品種の種子の生産に係る計画（以下「種子計画」という。）を策定するものとする。

2 種子計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 奨励品種の名称

(2) 奨励品種ごとの作付面積

(3) 奨励品種ごとの年間供給見込数量

(4) 奨励品種ごとの年間需要見込数量

(原種等の生産)

第4条 県は、奨励品種について、優良な種子の生産に必要な原種及び当該原種の生産を行うために必要な原原種を生産するものとする。

(原種の配布等)

第5条 知事は、前条の規定により生産した原種を、知事が別に定める基準を満たす者に対し配布するものとする。

2 知事は、前項の規定により原種を配布するときは、当該原種を使用して種子を生産すべきほ場を指定するものとする。

3 前項の規定によるほ場の指定は、種子計画に定める奨励品種ごとの作付面積の範囲内において行うものとする。

(種子生産ほ場及び種子の審査)

第6条 知事は、前条第2項の規定により指定したほ場(以下「種子生産ほ場」という。)で生産される種子の品質を確保するため、次に掲げる審査を行うものとする。

(1) 種子生産ほ場において栽培中の奨励品種である主要農作物の出穂、穂ぞろい、成熟状況等についての審査

(2) 種子生産ほ場において生産された奨励品種の種子の発芽の良否、不良な種子及び異物の混入状況等についての審査

2 知事は、前項第1号及び第2号の審査の結果、当該種子生産ほ場において生産された種子が奨励品種の種子として備えるべき品質を確保していると認められるときは、その旨の証明書を発行するものとする。

3 知事は、第1項第1号又は第2号の審査の結果に基づき、当該種子生産ほ場において種子の生産を行う者に対し、生産される種子の品質を確保するために必要な指導又は助言をすることができる。

(補則)

第7条 この条例の施行に関して必要な事項は、知事が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(主要農作物種子法施行条例の廃止)

2 主要農作物種子法施行条例(昭和36年兵庫県条例第3号)は、廃止する。

## 2 種苗法

### (1) 概要

登録された品種について、その品種を育成した人(育成者権者)の権利を守るための法律。育成者権者以外の人(農業者)が、この品種を利用(種苗並びに種苗を用いて得られる収穫物及び加工品の生産、譲渡、輸出入等)する場合は育成者権者の許諾(許可)が必要となる。

令和2年12月に種苗法の一部が改正され、育成者権の及ぶ範囲が拡大されたことにより、登録品種は、農業者による自家増殖も育成者権者の許諾が必要となる(令和4年4月1日から適用)。ただし、登録品種以外の一般品種は、従来どおり自家増殖を行うことができる。

種苗法の改正の詳細については、下記の農林水産省ホームページを参照。

出典元：農林水産省 <https://www.maff.go.jp/j/shokusan/syubyuhou/>

### (2) 罰則

侵害行為を行うと、故意の場合は罰則として、個人は10年以下の懲役及び1,000万円以下の罰金、法人は3億円以下の罰金が科せられる。

侵害行為とは種子、収穫物、加工品を育成者権者に無断で生産販売・輸出入等する

こと。

その他にも、①無断で増殖した種苗やその収穫物及び加工品に対する差止請求、②損害を被った場合は損害賠償請求、③育成者権者の業務上の信用を害した場合は信用回復措置の請求など育成者権者から求められることがある。

登録品種を育成者の許可なく利用することは、種苗法違反となり得る。JA（兵庫県農作物改良協会）等から購入できる種子など許諾契約された品種を利用するとともに、栽培が制約されている品種の作付けはしないよう注意する。

### 3 農産物検査法

#### (1) 概要

農産物検査の制度を設けるとともに、その適正かつ確実な実施を確保するための措置を講ずることにより、農産物の公正かつ円滑な取引とその品質の改善とを助長し、あわせて農家経済の発展と農産物消費の合理化とに寄与することを目的として定められている法律。

#### (2) 産地品種銘柄について

産地品種銘柄は、「農産物検査法」に基づき定められた「農産物規格規定」（平成13年2月28日農林水産省告示第244号）により農林水産省が指定するもので、都道府県（＝産地）ごとに品種が指定されている。

国内で生産された米穀は、農産物検査を受けることにより「農産物規格規定」で設定された産地品種銘柄に沿った産地・品種の証明が得られる。

品種名を表示して販売可能な銘柄は兵庫県で産地品種銘柄として設定され、農産物検査で産地品種の確認を受けた米穀に限られていたが、令和3年7月から農産物検査による証明を受けていない場合であっても産地、品種及び産年の根拠を示す資料の保管を要件として、当該産地、品種及び産年の表示が可能となった。

兵庫県における産地品種銘柄は農林水産省ホームページを参照すること。

出典元：農林水産省 <https://www.maff.go.jp/j/seisan/syoryu/kensa/sentakku/>

#### (3) 必須銘柄と選択銘柄

「農産物規格規程」に規定している産地品種銘柄は、農産物検査の精度を確保しつつ、生産者等の多様なニーズに対応するため、必須銘柄と選択銘柄に区分し取り扱うこととし、「農産物検査を行う産地品種銘柄について（平成21年4月6日付け20総食第1042号農林水産事務次官依命通知）」が制定されている。

##### (ア) 必須銘柄とは

全ての登録検査機関が銘柄検査を行う銘柄のこと。必須銘柄であれば、当該都道府県の農産物検査を行っている登録検査機関のどこに依頼しても銘柄の検査を実施する。

##### (イ) 選択銘柄とは

登録検査機関が銘柄の検査を行うかどうかを選択する銘柄のこと。登録検査機関によっては当該銘柄の検査を行わない機関があるため、検査を依頼する際は、事前にどの登録機関が選択銘柄を取り扱っているか確認する必要がある。

#### (4) 登録検査機関について

県下の登録検査機関の連絡先及び登録検査機関別産地品種銘柄選択状況一覧は近畿農政局のホームページで公開されている。

出典元：近畿農政局

<https://www.maff.go.jp/kinki/syokuryo/syouhiryutsu/komekensa/index.html>